



「もうひとつの12月8日」札幌集会、120人が結集(2~3面に詳報)

秘密保護法廃棄と「記念碑」建設

「真相を広める会」、今後の活動方針を決定

「真相を広める会」は12月7日、幹事会を開催し、「もうひとつの12月8日」集会を成功させるとともに、秘密保護法可決の情勢下で、宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める活動は、ますます重要になっていることを確認し、以下の活動方針を決めました。会員のみなさまのさらなる協力と結集を呼びかけます。

北海道大学への謝罪と総括要求

北海道大学の12月5日付「回答」は「真相を広める会」の要求に答えていない。従って、2014年2月22日までに納得いく回答をするよう求めることを決め、「再回答要請書」を送付した。(4面参照)

「心の会」顕彰「記念碑」建設

「真相を広める会」は、結成総会において、北大に対して、「宮澤弘幸ら冤罪に屈しなかった関係者一同を顕彰する」よう申し入れている。この要求を具体化して、北大OBはじめ関係者、市民等に広範に呼びかけて「記念碑」建設運動を開始する。

真相究明の継続と宮澤弘幸顕彰

引き続き「スパイ冤罪事件」の真相を究め、広める活動と共に、弾圧に屈しなかった宮澤弘幸を顕彰

していくため、毎年12月8日は札幌で真相究明、命日の2月22日には東京・常圓寺で、追悼・顕彰の各集会を開催していく。

真相広めるパンフの発行

「真相を広める会」編集・発行の2冊のパンフは、秘密保護法反対運動にも貢献した。このうち最初に発行した「真相を知ってほしい」は、その後新たに分かった事実等を加えた改訂版を準備する(「北大の対応」に関する改訂草稿は5~7面参照)。さらに山野井孝有代表が労山機関誌「登山時報」に連載した記事をもとに新たなパンフを発行する。

「秘密保護法」の廃棄を目指して

憲法9条を守る運動と連帯し、秘密保護法を廃棄させることを目指して、「真相を広める会」としても引き続き非戦・平和の取組みを発展させていく。

12月8日、北海道大学学術交流会館第4会議室は、開会前から多くの参加者であふれた。集会は、山本玉樹・代表が開会挨拶と決意、羽部朝男・北海道大学教職員組合委員長が来賓挨拶、齋藤耕・弁護士が秘密保護法の危険な本質と運動の課題、山野井孝有・代表が「真相を広める会」としての活動方針を提起した。質疑討論では北海道大学の学生が発言し、参加者の大きな拍手を受けた。最後に福島清・事務局長が「憲法破壊・日本を戦争する国に変える『秘密保護法』の強行可決に嚴重に抗議する」「真相を広める会」の声明を報告し満場一致で採択した。北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、NHK、ほっかい新報が最後まで取材した。参加者は約120人。会場カンパは35,405円。閉会后「真相を広める会」に7人が入会した。

宮澤・レーン事件の真相糾明と秘密保護法廃止へ 12月8日札幌、2月22日東京で集会継続を提起



<冒頭挨拶> 山本玉樹・代表
1995年にオランダ・ハーグで開かれた、第1回万国平和会議100周年を記念した「平和アピール市民社会会議」に参加した。最終日に「公正な世界秩序のための10の基本原則」を採択した。その

第1条は「各国議会は、日本国憲法第9条のように政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とある。湧き上がる「平和=イエス」「戦争=ノー」の声を通訳する女性は泣いていた。この平和への大きな流れに逆らって秘密保護法を強行した安倍内閣の暴挙を許すことはできない。秘密保護法は、宮澤弘幸の「スパイ冤罪」を生んだ軍機保護法と同じだ。「スパイ」とその家族の苦しみを終わらせなければならない。そのために北海道大学の謝罪と総括を要求していく。



<来賓挨拶> 羽部朝男・北海道大学教職員組合委員長

北大教職員組合は学内で自由に発言できる組織である。北大生に対して宮澤・レーン事件を取り上げた授業をするなど、事実をきちんと知らせることが、二度とこうした問題を

起こさないことになる。組合として正式な議論はまだ行っていないが、委員長としてできることに取り組んでいきたい。

<問題提起> 齋藤耕・北海道憲法会議事務局長、弁護士
かつて軍機保護法が1937年に改正された際、軍部の圧力によって、何が秘密か不明確になった。付帯決議がなされたが、実際には何の意味もなかった。秘密保護法はこの軍機保護法以上の悪法だ。国会審議で森担当大臣の答弁も、例えばTPPは秘密に入ると言ったが後に入らないと法律自体があやふやだったのだ。国会で答弁しても、



この法律を実際に運用するのは公安警察であり、どうにでもできる。全弁護士が反対している。国会では可決成立したが、これで終わりでは決していない。施行まで1年ある。この間にいかに危険な法律であるかを国民に知らせること

だ。宮澤・レーン事件の真相を徹底的に知らせていくことによって、秘密保護法廃止の展望が開ける。あきらめてはならない。あきらめないで運動を続けていくことだ。



<真相を広める会決意表明> 山野井孝有・代表
昨年10月24日、宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんは北海道大学にアルバムを寄贈し、宮澤弘幸を守ることができなかったことに対する謝罪と総括を求めた。しかし北大はそれに答

えていない。秘密保護法を廃棄させ、北大に総括と謝罪をさせるためには、さらに大きな運動が必要だ。「真相を広める会」は、今後も12月8日に札幌で、2月22日に東京で集会を継続していく。来年の12月8日には今日より広い会場を確保して、今日を上回るみなさんが参加するよう呼びかける。そして宮澤・レーン事件を風化させない証として、北海道帝国大学外国人教官官舎跡に「記念碑」を建設することだ。全北大OBと関係者にこの運動への積極的な参加を呼びかける。

*

質疑討論では、北大生の森本明奈さんが「北大に宮澤・レーン事件があったことを知った。ファシズムに危機感を持つ」と発言、学生が関心をもっていることに会場から拍手が起きた。

最後に「真相を広める会」の「声明」(3面)を全参加者の拍手で採択した。

<声明> 憲法破壊・日本を戦争する国に変える『秘密保護法案』の強行可決に嚴重に抗議する

安倍内閣の政権与党・自民公明は非戦・平和の国民の願いを踏みにじり、憲法を破壊し日本を戦争する国に変える『秘密保護法案』を強行可決した。私たちは、日本国の主権者として、この自公政権の暴挙に満身の怒りを込めて嚴重に抗議するものである。

昨年、自民党は、天皇を元首とし、自衛隊を国防軍に、集団自衛権を発動してアメリカと共同で戦争する『日本国憲法改正草案』を決定した。そして、この臨時国会でその『戦争司令部』ともいふべき『国家安全保障会議（日本版NSC）』の設立を決めた。

その上、『燎原の火のように、燃え広がり、湧き上がる国民の怒りの声』を無視して、6日深夜、『秘密保護法案』の採択を強行したのである。

この法律は、特定秘密として防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動の防止等に関する秘密を指定し、この秘密を漏洩した者は、最高懲役10年の刑を科す罰則規定を織り込んでいる。

しかも、関係省庁の責任者が自由に特定秘密を指定できるというものである。

72年前、向学心旺盛な北海道大学工学部電気工学科学生・宮澤弘幸さんが、道東を旅行中に偶然聞いたとされる根室の海軍飛行場のことを、恩師の英語教師レーン先生夫妻に話したとして、軍機保護法違反のスパイだと断じられ、『懲役15年の重刑に処せられ、酷寒の網走刑務所に送られ、

獄死同然の死』に追いやられていた。

全くの冤罪であった。私たちは、妹秋間美江子さんとともに、真相解明を訴え、冤罪の責任を問い再びこのような悲劇が繰り返されないことを願ってきた。今回の暴挙は、私たちの訴えを完全に蹂躪するものである。

沖縄戦で最大の犠牲を強いられた沖縄県民は、摩文仁ヶ丘の沖縄県立平和祈念資料館の『むすびのことば』で、「……戦後このかた 私たちは あらゆる戦争を憎み 平和な島を建設せねば と思いつけてきました これが あまりにも大きすぎる代償を払って得た ゆずることのできない私たちの信条なのです」と刻んでいます。

戦争を武力ではなく、法によって解決せんと開かれた第一回万国平和会議百周年を記念した『平和アピール市民社会会議』が、1999年5月、オランダのハーグで開かれた。最終日、満場一致で『公正な世界秩序のための10の基本原則』を採択、その第一条に「各国議会は、日本国憲法第九条のように、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである」を採択した。安倍内閣は、この人類史に逆行するものであると言わねばならない！

私たちは秘密保護法を廃棄させるために全力を挙げることを宣言する。

2013年12月8日

北大生宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会

憲法9条守り、秘密保護法廃棄へ

宮澤弘幸 追悼・顕彰のつどい

○日時 2014年2月22日 午後1時～4時

○会場 東京新宿・常圓寺

東京都新宿区西新宿7-12-5

宮澤弘幸の命日2月22日に、上記の集いを開催します。集いの詳細は別途お知らせします。

12月10日、宮澤弘幸の墓前に供花して札幌集会の成功を報告しました。(福島 清)



北海道大学に対する謝罪と総括要求

「真相を広める会」は、2013年2月22日付で「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』にかかる北海道大学への申入書」を送付して以来、4.14「質問書」等、回答を促す書面をたびたび送付しました。これに対し北大は6月25日に、三上隆副学長が本会と対面回答しましたが「事件を風化させないように努めます」と表明するのみで肝心の謝罪と総括は表明しませんでした。このため、再度6.26「申入補充書」を送付しました。一方、北大から兄の退学届なるものを見せられた宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんは、北大が退学届を理由に責任を回避しようとしているのではないかと受け止め、新たな苦しみと怒りに耐えています。6.26「申入補充書」に対しては、10月になっても何ら回答がなされないため、10月10日付で、12月8日に回答するよう「回答要請書」を送付しました。これに対して、12月5日付で以下の「回答」が送付されてきました。ですが、12月7日幹事会で検討した結果、これは「回答」になっていないと判断し、12月8日付で「再回答要請書」を送付しました。その全文を報告します。

◆2013年12月5日付北大「回答」

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の
真相を広める会

代表 山野井孝有殿

代表 山本 玉樹殿

国立大学法人北海道大学総長

山口 佳三

故・宮澤弘幸氏に係る回答要請の件について

2013年10月10日付文書で申入れのありました
故・宮澤弘幸氏に係る回答要請の件につきまして、
以下のとおり回答します。

◆2013年12月8日付「再回答要請書」

北海道大学

総長 山口 佳三殿

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の
真相を広める会

代表 山野井孝有

同 山本 玉樹

再回答要請書

2013年12月5日付回答書届きました。極めて
残念です。

当会が要請したのは、元北海道帝国大学学生・
故宮澤弘幸の名譽を回復し、北大生として守れな
かった当時の北大責任者の過ちを明確に認め、宮
澤弘幸に代わって、唯一残された秋間美江子さん
に対して謝罪すべきであるということです。

今回回答は、これへの回答にはまったくなっ
ておりません。

今回12月8日に札幌で開いた「もうひとつの
12月8日」集会で報告したところ「本気で回答す

故・宮澤氏の退学に関する件についての本学の
見解等につきましては、本年6月25日の貴会との
面談等においてお伝えしたとおりであり、付言す
ることはございませんので、ご理解のほどをお願
い申し上げます。

なお、北海道大学大学文書館では、平成22年3
月発行の同館年報において、「調査報告：宮澤弘
幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考」を
公表しておりましたが、その後の調査により、新
たな資料が発見されたことを踏まえ、宮澤弘幸氏
に係る調査報告を公表する予定となっております
ことを申し添えます。

「気がないのか!」「恥のうわのりだ!」「北大と
して正面から向き合え!」等々の怒りの声が相次
ぎました。

本年6月25日の対面回答においては「風化させ
ない」と明言し、「二度と戦争を起こさせない」と
いう決意では一致しました。そうであれば、当然、
真つ当な回答があるべきところ、これを裏切るも
のです。

調査報告についても、「風化させない」証となる
べきところ、「補遺」では大幅な後退の影が窺いと
れます。これも許されるものではありません。

年が明ければ、ほどなく2月22日の命日がやっ
て参ります。今回12月5日付回答の誠意のなさに
強く抗議するとともに、改めて、学問の府、教育
の府、さらにはクラーク精神の建学の誇りに立ち
返って、真正面からお答えいただけるよう重ねて
要請致します。2013年2月22日付申入書および
同6月28日付申入補充書を添付致します。

2014年命日には、宮澤弘幸の納得いく回答を墓
前に供えられるよう、強く申し入れます。

北海道大学の決断を待っています。

パンフ『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件真相を知ってほしい』の改訂版準備について

1 面幹事会決定の方針にあるように、本会パンフは本会発足以来の活動の中で、柱となる活動を支えてきましたが、この1年間の間に新たな事実が判明するなど改訂すべき部分がいくつか出てきています。

このため、「真相を広める」という本会の目的に照らしても「改訂版」は不可欠と判断しました。中でも、「北大の対応」部分（37～41 ページ）は全面書き換えが必要であり、その粗稿をまとめましたので載録します。検討・討議の上、完全原稿にしたいと思います。

【北大の対応】

一方この間、自らが招いた教官と、自ら教えた学生らが検挙・勾留された北大当局はどう対応したのだろうか。

宮澤弘幸が小雪舞う札幌で消され、何の手がかりも得られなかった両親は、思いつめて北大総長の今裕を自宅に訪ねた。教え子である学生の身命にかかわること、なんとか警察当局に事情照会の段取りくらいはつけてくれるのではないかと、一縷の切ない思いだった。

だが、今総長は何も応えてくれなかった。医師ならば（今総長は医学部出身）、子供が窮地に陥ったときの親の気持ちを理解してくれると思ったのが甘かった。両親は深く落胆した。深い不信感さえ持ち、あとあとまで引いていくことになる。

レーン夫妻らが特高によって北大構内の自宅官舎から連行される場所は隣のヘッカー宅に居候していた学生によって目撃されている。またその日に工学部事務室等が家宅搜索された事実も学部職員の著作等に残されている。したがって異変が生じたことは北大当局も把握していたに違いないが、どう対応したかの記録は残っていない。

おそらくは、捜査当局からは何の通告さえもなく、仮に北大から照会がなされたとしても、検挙にいたる嫌疑さえ全く知らされなかったと思われる。それはのちに明らかになった宮澤弘幸の学籍簿の備考欄に鉛筆書きで

「昭和16年12月8日 国家総動員法ニ依ル謀報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」

とあることでも知れる。

つまり、この書入れは「起訴セラル」とあるから起訴後の記入と読めるが、適用法令が「国家総動員法」というのは事件の核心にかかる間違いであり、検挙から4か月を経た起訴後においてもなお適用法令さえ正しく伝わっていなかったことを明かしている。鉛筆書きであること自体が不確実を意識しての仮書きなのかもしれない。

もちろん当時の大学には学生の思想対策を担当する「学生主事」という専任があり、また軍による配属将校（予備役大佐）もいて、治安当局、憲兵隊とも連絡を密にしていた。したがって学内の治安部局では相応の情報を持っていたに違いないが、軍事秘が絡むとなると固く隠べいされ、学部等の一般部局へは伝えられなかったと思われる。

だが一方で、文部省からは逐次、指示が届いている。検挙10日後の12月18日付大臣官房秘書課長名の「通牒」

では、アメリカ人・イギリス人教師による講義の差し止めを命じられ、既に身柄収容等の事実のある場合はその旨を報告するよう命じられている。これには「当地警察署に拘引取調べ中」と文書で報告しているから、この時点では拘引の事実を認識していたと知れる。

次いで、同月29日付同課長名の至急電報では、敵国人教師らについて現状を調査し報告するよう求められている。北大は、これにも即刻電報で報告すると同時に、さらに進んで総長名による同日付別便で、レーン夫妻の身分取扱いについての指示を求める伺い書を送っている。

この起案文では、「未ダ事件ノ内容ハ判明スル迄ニ至ラズ」としながらも、身分取扱いについては「教師ノ身分ヲ存続セシムルモ如何カト思料致サレ候」と踏み込み、文部省の顔色を先取りして窺うものとなっている。事の真偽如何に関わらず、北大の不祥事となることを極力回避しようとする露骨な現れと言っている。

これへの文部省からの回答は翌年2月28日付の同課長名「通牒」で届いている。少し間が空いているが、その事情は知れない。

内容は、傭契約を昭和17(1942年)3月末日で廃棄し、同月までの俸給は全額支払うとともに、契約の解約金に見合う額を手当として支給せよというもの。「通牒」に示された標記には「敵國人タル傭外國人教師」とあることから、刑事処分の如何に関わりなく、敵国人であることを理由にしての契約廃棄と読むことができる。

北大は、この文部省通牒に基づいて直ちに処置し、同月14日付で「解約書」を捜査当局に身柄拘束されているレーン夫妻に送り付け、同月31日付の札幌警察署外事部警部補名による「受領書」を受け取っている。これでレーン夫妻の刑事処分での肩書も「元北大予科英語教師」となった。

前後して、宮澤弘幸への学内取扱いもほぼ同じ時期に処置されている。

昭和17年(1942年)4月1日付、工学部長名の「指令書」が残っており、これには、

電氣工學科三年目 宮澤弘幸

4月1日 願 退學ノ件 許可ス

——とある。

当時、学生の自己退学は当該学部長による専決事項であり、「指令書」の保存綴には宮澤弘幸名の手書き押印の「退学願」も添付されている。「願」を提出させ、大学にとって不都合なければ「許可」する仕組みだ。ちなみに「指令書」の起案決裁欄には学生主事の認印も押されている。

これに基づいて、決裁は総長へ報告され、教育主任、会計課長、学生課長、配属将校にも通知され、学籍簿においても同日付で退学処置が執られている。退学の理由は同「指令書」の備考欄に「家事上の都合」とあり、学籍簿にも同様に記載されている。

添付された「退学願」には

退學願

工學部電氣工學科三年目 宮澤弘幸

右者今般家事上ノ都合ニ依リ退學致度候間

御許可相成度此ノ段及御届候也

昭和17年4月1日 右 宮澤弘幸 印

北海道帝國大學工學部長殿

——とある。

これを以て、北海道帝國大學は、特高検挙にかかる所定の学内処置をすべて確定させ、件の教師、学生とは無関係となり、事件とも一切かかわりがないとの立場を得た、と考えたのであろう。

以来、敗戦後、アメリカ占領軍による超法規処置で服役中の宮澤弘幸が他の治安囚と共に釈放されるまで、一切口を閉ざし切っている。

本稿記載の解約関係文書をはじめ、関係する指令書、学籍簿、退学願に至るまで日の目を見せることなく、その存在を明らかにしたのは2010年代に入ってからのことだった。

問題も多々ある。何よりも、これら一連の学内処置を通して、北大が、学問の府、教育の府、そして何よりも北大建学の精神に照らして責任ある処置をとっていないことだ。見えてくるのは、特高検挙におののき、矛先が北大執行部に向かってくるのを懸命に防ごうとして、窮地に陥った自らの教官と学生を切り捨てている姿に他ならない。

もとよりこの責任回避は、「戦時」を理由にして逃れられるものではない。

全く同じ時期、敵国アメリカにおいても同様の事態にあり、そのときハーバード大学の学生だった鶴見俊輔は不穏なる敵国学生とされて収容所に拘束されていた。しかし、おりから卒業年後期の試験中だったことから同大学では試験担当の教師を収容所に派遣して所定の試験を行い、さらに不足する単位分を拘束下で仕上げた論文を以て認定し、卒業に導いている。

片や、北大では、いかにも「退学願」を待ちかねたかの如く同日付で指令書を仕立て、同日付で学籍簿からの除去までも済ませている。慰留どころか、事情聴取、意思確認の痕跡すら認められない。これは「願」を受けて「許可」する形通りの手順を取りながら、実質、退学処分に等しい処置だと言わざるを得ない。

そのうえ、この「退学願」には、その真偽にもかかわる疑惑、疑念がまとい付いている。

公文書中の公文書である判決文の被告人肩書には、一審から最終審判決に至るまで

北海道帝國大學工學部學生

——と明記されているからだ。

これは、判決の時点で被告を特定する重要な証拠の一部をなしている記述であり、現に相被告であるレーン夫妻の判決では「元北大豫科英語教師」とあり、同じく黒岩喜久雄の場合は検挙の直前に戦時特例によって北大を繰上げ卒業していたことから「無職」と記されている。

つまり宮澤弘幸は、北大の学内処置で「退学」となった後も、公には「北海道帝國大學工學部學生」として裁判を受け、判決を受けていたことになる。一審では判決本文の中でも「現在同大工學部電氣工學科に在學中の者」と明記され、大審院判決では現に北大生であることを基にしての情状論が篤く展開されている。

仮に、北大の「退学処置」が司法の場で知られていたならば、当然、公判入りの人定訊問で確認され、情状論での欠かせない重要な論点とされるが、その痕跡は全くみられない。少なくとも、被告・宮澤弘幸が北大生の誇りを掲げて裁判に臨んでいた事実には紛れもない。

だが、北大の処置と公判での明示と、この二つは決して両立しえない事実であり、どちらかに「偽」あるいは「作為」があるということだ。

では北大に残されている「退学願」はいつ、どこで、どのようにして書かれ、北大当局の手元に入ったのか。いくつもの疑念、矛盾があつて、すべてに納得がいく合理的説明を見出し得ないが、一つ、はっきりしているのは、宮澤弘幸の身柄は終始、検事の指揮下で拘束されていたことだ。

したがって、仮に自筆だとすれば、拘置所か検察局か警察署の中で、しかも監視下で書かれたことになる。

また墨書押印の書式からみて、ある日思い立って一気に書けるものではなく、検事の了解のもとに諸道具、料紙、印鑑の一式をそろえ、適合する書式を確かめて書いたとみるのが自然だ。

加えて外部との接触は全て遮断されていて、弁護士による接見さえ制限されている。現に、先のレーン夫妻への解約書の受渡しも警察官によって介されており、郵送を含め直接北大当局に届けることは叶わない。

宮澤弘幸の行為はすべてが監視下にあり、こっそり書いて知らぬ間に届け、公判関係者が何も知らずに推移するなどあり得ない。

だが半面、自筆を疑わせる明確な指摘もまたない。公式の筆跡鑑定は行われていないが、現北大当局では宮澤弘幸の遺族から贈られた本人自筆の筆跡のあるアルバムとの照合で一致するとし、遺族からも筆跡を疑う異論は出ていない。

また後で触れるが、「退学願」と一緒に「復学願」も残されており、この両「願」の筆跡は同一とみて、まず間違いはないと思われる。

そこで、もう一つ確認されるべき疑念は、仮に自筆で間違いのないとしても、そこに本人の自由意思が保障されているか否かの問題だ。これは多分に心の内にかかる問題だから、保障されていないとの証明も難しいが、言えることは、長期拘束と拷問を受けながら、なお北大生としての向学心衰えず、無実が必ず認められると信じて上告していることだ。これが宮澤弘幸の生涯をかけた毅然たる意志とあってよいだろう。

したがって、この解けない矛盾の中で、もう一つ気になるのは、いったい「退学願」を欲しがっていたのは誰なのか、という逆の究明だ。

注目されるのは「退学致度候間御許可相成度」の文面であり、これは「指令書」の文面「願 退学ノ件 許可ス」とびたり符合している。全くの自由意思であるならば率直簡明に「退学致度御届候也」で十分、意は伝わるわけであり、殊更に学生の方から許可を求める必要はない。この一点から「願」は許可する側からの書式であり、少なくとも書くべき雛型を示されて書かされた痕跡が明らかに窺われる。

同じ視点で、「4月1日」という日付にも果たして作為がないと言えるのだろうか。

工学部の「教授会記録」によれば、工学部長から「退学処置」が報告されたのは5月7日の教授会であり、

前回以後処理事項報告

一、電氣工學科三年目學生宮澤弘幸ニ對シ四月一日附ヲ以テ退學ヲ許可セリ

——とある。

一見して、処置から報告までの時間が空き過ぎている。ここで「前回以後」とあるのは「4月23日の教授会以後」ということだから、23日の時点ではまだ報告できる状態ではなかったことをも示唆している。

仮に、実際に決裁したのは4月23日前後ないし、それ以後だったとしたらどうだろう。気になるのは、「4月1日」と「4月23日」の間には「4月9日に起訴」という厳然とした事実が挟まっていることだ。

北大にとって学内に「起訴された教官や学生」がいることは好ましいことではない。大学として不祥事であり、大学としての処分が迫られる。ぎりぎり、教師・レーン夫妻については年度末解約で縁切りができたが、学生・宮澤弘幸についてはどうするか。おそらく起訴が近いことは学内治安部局から示唆され対応を迫られたに違いない。

この仮説に立てば、何らかの手段で「退学願」を整え確保したに違はなく、つじつまはいく。起訴後であれば面会の機会を得ることも全く不可能ではなかったかもしれない。学内処理であることを強調して、無罪放免になれば復学することを条件に強要することもありえないことではない。

したがって日付は起訴前が望ましく、中途半端な日付よりは「4月1日」の座りは悪くない。綴じ込み保管された「退学願」の右肩には鉛筆書きの「4月1日附ニテ許可スルコト」の書き留めが読み取れる。すべてを起訴前に処置できていたとの形にこだわっての痕跡である。

北大当局は、これら仮説の可能性を含めて、関係資料を全て整理、精査して事実関係を明らかにし、学問の府、教育の府、何より建学の精神に照らしての責任を明らかにすべきだと考える。

だが、2010年3月発行の「北海道大学大学文書館年報」所載の「調査報告 宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考」(同文書館館長・逸見勝亮)によると、1982年刊にいたるまでの北海道大学「正史」には「レーン夫妻の強制送還と再来日の記述があるのみである」とあるだけで、全く責任を果たしていない。

右報告によると、宮澤弘幸の名と冤罪の事実を記載したのは、ようやく2001年発行の『北大の125年』が初めてであり、その内容は上田誠吉の著作等から依拠した概略に過ぎない。正史を編むにあたって、独自の資料収集さえ行っていないことを明らかにしている。

したがって、北大としては、右の「調査報告」が独自に調べて刊行した文献としては最初のものであり、これも文書館長名の「調査報告」であって、大学総体の文献とはなっていない。

同様、北海道大学総合博物館には、その展示の中に事件に関する一画があり、ごく簡略に事件の概略を記して、事件が冤罪であったことを明記している。しかし、北大として執った処置と、責任についての言及は全くない。このような北大の長い沈黙と無責任の中で、唯一の遺族である秋間美江子さんのアルバム寄贈を機に、「真相を広める会」の結成があり、その運動と要求によって、2013年6月、北大当局による学内調査と、その結果の公表がなされた。事件発生から実に72年ぶりのことになる。

見つかったのは、逸見勝亮の調査時点で存在が明らか

だった「学籍簿」「退学にかかる教授會議事録」「死亡にかかる教授會議事録」に加え、「退学願及び指令書」「復学願及び指令書」「死亡届」「死亡にかかる退学伺」の計7点になる。

中で、「退学願」と対になる「復学願」は

復学願

元工学部電気工学科三年目 宮澤弘幸

右者昭和17年4月軍機保護法違反嫌疑ノ為メ退学中ノ處昭和20年10月10日無罪放免ニ相成目下自宅ニ於テ勉学中ニ有之 就テハ元電気工学科三年目ニ復学致シ度 間御許可被下度此段及御願候也

昭和20年12月8日 右

元工学部電気工学科三年目 宮澤弘幸 印

北海道帝國大學工学部長

井口鹿象殿

——とある。

復学については、仮に自筆として、書いた環境は「退学願」と大きく異なる。強制される事情はなく、根拠もない。自由意思とみて間違いのないと思われ、「軍機保護法違反嫌疑ノ為メ退学中」と明記されているところに、改めて底深い怒りが感じとれる。「家事上ノ都合」などんでもない押し付けであった無念がほとぼしり、かつ、「退学中」とあるところに、「退学願」を書かされた事情の一端が込められているようにも思われる。

さらに日付が「12月8日」とあるのは、これも偶々の日付ではなく、ただならぬ思いが込められているに違いない。検挙された怒りの日であり北大の無責任を強く思い起こさせる日だ。

対応する北大は、これを12月21日付の指令書で「許可」している。これも日付に作為はないのだろう。「願」の日付から2週間弱、手続き時間として通常の内とみて間違いはない。ちなみに学生主事の認印は「願」には押されているが「指令書」にはない。

おそらく、戦時弾圧の被害者が復権し、また学徒動員兵が次々復員してくるにあたり、各校での復学の手続きが始まり、個々への意思確認も進んで、宮澤弘幸もこれに応じたのだろう。

ただ、実際に復学した事実は確認できない。学籍簿には「昭和20年12月21日復学許可ス」とあるが、履修の手続きも学費納入の痕跡も見られない。むしろ家族には復学願を出した事実も知られてなく、札幌の土を踏んだ事実も存在していない。自筆だとすれば書いて出したけれども、実際に復学するには至らなかったものと思われる。

これらも含め、一切の事実関係を明らかにして矛盾を解き、一連の不当な判断に基づく処置を撤回し、謝罪し、宮澤弘幸らの身分と名誉の回復を図ること、これを果たすのが北大に課された責任ということになる。

【注】太字引用文は、和数字になっているが、読みやすくするため洋数字にした。

